

いわて革新的科学技術活用・創出支援事業（基盤研究ステージ）実施要領

総則

（目的）

第1 本事業は、「岩手県科学技術イノベーション指針（平成31年3月策定）」（以下「指針」という。）に掲げる科学技術の展開が期待される経済面及び文化生活面に係る研究開発のうち、DX・GX等科学技術の活用・創出、県民の安全・安心な地域づくりに資する将来有望な研究シーズの創出や育成を行うことにより、革新的な科学技術の活用及び創出を推進し、事業化に結び付く可能性の高い研究開発テーマを、シーズ創出から応用研究まで一貫して支援することによって、本県産業の高付加価値化や新産業・新事業の創出等を図ることを目的とします。

（対象とする研究開発）

第2 本事業は、指針に掲げる科学技術の展開が期待される次の分野に該当し、科学的原理や現象の解明や新たな研究領域の開拓を目的とした基礎的研究のうち、将来的に実用化・事業化に発展する可能性がある研究、かつ、社会的・経済的にインパクトをもたらす可能性がある研究について、研究機関の若手研究者が主体となって技術革新の基盤となるシーズを創出し、可能性試験・シーズ育成に展開する可能性の高い研究開発を対象とする。

- (1) 次世代ものづくり分野
- (2) ライフサイエンス分野
- (3) 加速器関連分野
- (4) 環境・エネルギー分野
- (5) 農林水産業高度化分野
- (6) 伝統産業高度化分野
- (7) 生活環境
- (8) 安全

（募集区分）

第3 募集区分は第2に掲げる分野に係る研究開発のうち次の区分により募集を行う。

(1) 経済面

ア 一般枠

第2(1)～(6)に掲げる分野に係る研究開発

イ DX・GX枠

第2(1)～(6)に掲げる分野に係るものであって、DX・GXの推進に資する研究開発

DX：データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立すること。

GX:化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、
経済社会システム全体を変革すること。

(2) 文化生活面（安全・安心枠）

第2（7）～（8）に掲げる分野に係る研究開発

（定義）

第4 この要領において、「研究機関」とは、大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関並びに研究開発を行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人をいう。

第1章 研究開発課題の申請者等

（研究開発課題の申請者等）

第5 本事業に研究開発課題を申請できる者は、「研究機関」とする。また、研究実施者については、第4第1号に掲げる機関の研究者とする。

2 研究開発課題を申請した機関から、プロジェクトリーダーを選任する。

（プロジェクトリーダーの役割）

第6 プロジェクトリーダーは、研究開発の計画、実施、進捗・成果管理を総括するとともに、当該研究開発プロジェクト全体をマネジメントし、かつ当該開発プロジェクトに係る全責任を有する個人とする。

（プロジェクトリーダーの資格要件等）

第7 プロジェクトリーダーは、高い研究上の見識と管理能力を有し、研究開発の立案、実施、進捗・成果管理のすべてについて総括できる能力を有するとともに、当該研究開発プロジェクトのために必要かつ十分な時間を確保できる者とする。

2 プロジェクトリーダーは、第4第1号に掲げる機関に所属する者とする。

3 プロジェクトリーダーは、事業年度の4月1日時点で40歳以下の研究者とする。

第2章 研究開発の条件

（研究開発期間）

第8 研究開発の全体期間は、採択年度を限度とし、知事が認める期間とする。

（事業費の上限額）

第9 本事業の事業費は、第10に定める経費を対象とし、1研究開発課題当たり、当該年度において500千円を上限とする。

(事業対象経費)

第10 本事業の対象経費は、次に掲げるものとする。

費目	内容
ア 機械装置設備費	性質又は形状を変えことなく長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの(3万円以上でも研究開発期間内に使用しきるものについては消耗品・原材料費に計上すること)
イ 人件費	研究員人件費(企業等の研究員のみ対象)、研究開発のため雇用する研究補助員人件費、ポスドク等の非常勤助手の人件費 ただし、研究代表者となる者の人件費は対象外
ウ その他	
(ア) 謝金	研究開発グループに所属しない有識者等に対する謝礼・旅費
(イ) 消耗品・原材料費	研究開発に使用する消耗品・材料費等で使用により研究開発期間内に使い切るもの
(ウ) 旅費	研究開発に関する打合せ、技術調査等に要する国内旅費。(国外旅費は海外機関との共同研究の実施、海外でのみ実施可能な試験等の実施、その他本研究開発(計画書に基づく)を遂行するために不可欠である場合に限り計上でき、単なる会議・学会・展示会参加や視察・情報収集は計上できない)
(エ) 通信・運搬費	郵便料金、電信電話料金、運賃等(ただし、研究開発に直接必要な経費で間接経費による支出が適当と考えられるものを除く)
(オ) 使用料・賃借料	機器使用料、ライセンス料、会議室・会場使用料等
(カ) 外注費	研究開発グループ以外の機関に試験、分析、加工、試作等を依頼する場合に必要な経費
(キ) その他	上記(ア)～(カ)に属さないもののうち、研究開発の推進に必要と認められる経費
エ 間接経費	ア「機械装置設備費」～ウ「その他」の合計額のうち5%以内
オ 一般管理費	ア「機械装置設備費」～ウ「その他」の合計額のうち10%以内(ただし、委託契約の受託機関のみ計上できる)
カ 消費税・地方消費税	ア「機械装置設備費」～オ「一般管理費」の10%

第3章 研究開発課題の公募

(研究開発課題の公募)

第11 知事は、本事業の対象となる研究開発課題を公募するものとする。

(研究開発課題申請書の提出)

第12 本事業に研究開発課題を申請しようとする者は、いわて革新的科学技術活用・創出支援事業研究開発課題申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

(研究開発課題の選定等)

第 13 知事は、応募のあった研究開発課題について、書類審査や「いわて研究開発事業検討会」及び科学・イノベーションコーディネーターの意見を参考とし、実施研究開発課題を選定するものとする。

2 知事は、実施研究開発課題の選定に当たり、研究開発課題を申請した者（以下「申請者」という。）と協議の上、必要に応じて申請書の内容に一部修正を加え、又は条件を付すことができる。

3 知事は、第 1 項により実施研究開発課題を選定したときは、その旨を当該申請者に速やかに通知するほか、県のホームページ等で公表するものとする。

4 知事は、県政上、特に重点的に取り組むべき研究開発課題について、第 1 項によらず選定することができる。

第 4 章 研究開発の実施

(契約等)

第 14 知事は、実施研究開発課題のプロジェクトリーダーが所属する機関（以下「委託先」という。）と研究開発事業に係る委託契約を締結する。

2 研究開発課題に係る申請者以外の機関（以下「共同実施機関」という。）と共同で研究を行う場合、研究開発の実施に係る共同研究契約を締結し、その写しを知事に提出するものとする。

(研究開発の内容)

第 15 第 14 の規定により委託先が受託する研究開発の実施内容は、研究開発実施計画書（様式第 2 号）により定めるものとする。

(科学・イノベーションコーディネーターの役割)

第 16 科学・イノベーションコーディネーターは、研究開発課題の目標が達成されるよう、必要な支援を行うものとする。

2 科学・イノベーションコーディネーターは、第 13 に掲げる実施研究開発課題の選定及び第 19 に掲げる研究開発課題の評価にあたり、意見を述べるものとする。

第 5 章 報告

(実施状況報告)

第 17 知事は、必要があると認める場合は、第 18 の規定に関わらず、委託先に対し、研究開発の実施状況の報告を求めることができる。

(完了報告)

第 18 委託先は、研究開発事業が完了したときは、別に定める期限までに、いわて革新的科学技術活用・創出支援事業完了報告書（様式第 3 号）（以下「完了報告書」という。）及びいわて革新的科学技術活用・創出支援事業研究開発課題自己評価調書（様式第 4 号）（以下「自己評価調書」という。）を知事に提出しなければならない。

(研究開発成果の評価)

第 19 知事は、第 18 の規定による完了報告書及び自己評価調書の提出を受けたときは、「いわて研究開発事業検討会」及び科学・イノベーションコーディネーターの意見を参考とし、研究開発成果の評価を実施するものとする。

(事業化等の報告・調査)

第 20 委託先は、研究開発事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、別に定める期限までに、いわて革新的科学技術活用・創出支援事業研究成果活用状況報告書（様式第 5 号）を岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室長あてに提出するものとする。

2 委託先は、知事又は科学・イノベーションコーディネーターが実施する前項に規定する調査に協力するものとする。

第 6 章 その他

(事業成果の取扱い及び公表)

第 21 委託先は、本事業により得られた研究開発成果については、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的な成果の公開・普及に努めるものとする。

2 委託先は、研究開発成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行うとともに、公表した資料を県に提出するものとする。

3 知事は、事業成果の取扱い及び公表については、委託先と別途協議するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 22 委託先若しくは共同実施機関が委託事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、委託期間が満了した日をもって、県に帰属するものとする。

2 委託先又は共同実施機関は、善良なる管理者の注意をもって取得財産の管理を行うものとする。

3 委託事業終了後の取得財産の処分については、知事と委託先又は共同実施機関が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

(補則)

第 23 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年2月27日から適用する。